



# 国際評価基準審議会 (IVSC) の基準理事会 (Standards Boards) の最近の動向 —Business Valuation Stan- dards Boardでの議論を中心に—

IVSC Business Valuation  
Standards Board メンバー

いわ た たか こ

岩田 宜子

## 1 はじめに

国際評価基準審議会 (International Valuation Standards Council: IVSC) が設定した現行の評価基準 (International Valuation Standards: IVS) は、2019年7月に公表された国際評価基準 (2020年1月31日発効) (International Valuation Standards (effective 31 January 2020): IVS2020) である。IVSCの基準理事会 (Standards Boards: Boards) は、IVS2020公表以降も、IVS2020に対する改定や、追加基準の設定を協議してきた。本稿では、この基準設定に係るBoardsのうち事業評価基準理事会 (Business Valuation Standards Board: BV Board) において、2020年2月から11月までに議論された内容を中心に紹介する。

BV Boardにおいては、2020年3月のベルギーでの会議 (筆者は、日本における新型コロナウイルスの影響を考慮して、現地には行かずメール等での対応となった。)、ウェブ会議、メールでの協議、及び2020年10月の年次総会でのウェブによる会議で、主に次のような議題が

話し合われた。

- ・ IVS2020に対する技術的改定
- ・ 新基準であるIVS230棚卸資産 (Inventory)
- ・ のれん
- ・ ESG
- ・ 自己創設無形資産
- ・ 新型コロナウイルスの影響

その結果、この期間に公表された基準やペーパーは、以下のとおりである。

- (1) IVS230棚卸資産公開草案 (IVS 230 Inventory Exposure Draft (issued 28 February 2020): IVS230公開草案) (2020年2月28日公表)
- (2) のれんに関するパースペクティブ・ペーパー (IVSC Perspectives Paper: Business Valuation - Opportunities for Enhancing the Goodwill Impairment Framework) 第3弾 (2020年2月公表)
- (3) IVSアジェンダ協議2020 (IVS Agenda Consultation 2020) (2020年10月16日公表)

本稿では、上記(1)から(3)を中心に報告する。

なお、本文中の意見やコメントは筆者の私見であり、筆者が所属する組織の意

見ではないことをあらかじめお断りしておく。

## 2 IVS230棚卸資産公開草案

Boardsは2020年2月に、IVSの資産基準の新たな章となる予定であるIVS230棚卸資産公開草案を公表し、コメント募集を行った。当該公開草案のコメント期日は、当初2020年4月30日とされていたが、新型コロナウイルスの影響を考慮して、2020年6月30日に再設定された。その結果、日本公認会計士協会及びAICPA (American Institute of Certified Public Accountants) を含む団体、大手会計事務所を含む評価機関などから20件弱のコメントが寄せられた。

Boardsは、IVSが国際会計基準審議会 (IASB) や米国財務会計基準審議会 (FASB) など、世界中の、他の基準設定機関の実務と整合的であるべきと考えているため、BV Boardは、IVS230を検討するに先立ち、市場調査を実施した。その一環として、BV Boardは、例えば、2018年11月19日に“Working Draft of Inventory Valuation Guidance from Forthcoming AICPA Accounting and Valuation Guide Business Combinations”を公表したAICPAのタスクフォースメンバーと意見交換を行った。

IVS230棚卸資産公開草案は、他の資産基準と同様に、概要、序論、価値の基礎、評価アプローチと手法、マーケットアプローチ、インカムアプローチ、コストアプローチ、及び棚卸資産に対する特別勘案事項から構成されている。以下、概略を記載する。

### (1) 概要

棚卸資産の評価は、IVSの一般基準

(General Standards) に従うが、IVS230において棚卸資産評価の追加的な要件が定められている。

### (2) 序論

IVS230は現物資産としての棚卸資産の評価に焦点をあてているが、不動産はIVS410開発資産でとりあげており、ここでは対象としていない。また、棚卸資産を評価する目的としては、例えば、財務報告、税務報告、訴訟、コンサルティング、担保貸付、取引サポートなどがあるとしている。

### (3) 価値の基礎

IVS104価値の基礎に従い、適切な価値の基礎を選択しなければならない。

### (4) 評価アプローチと手法

評価アプローチと手法を選択する場合は、IVS105評価アプローチに従わなければならない。

### (5) マーケットアプローチ

マーケットアプローチは、以下の規準の双方が満たされた場合にのみ適用すべきである。

- ・ 評価基準日もしくは近い日に、同一ないしは類似した棚卸資産の独立第三者間取引の情報があること
- ・ 対象棚卸資産と上記棚卸資産との重要な差異を調整するために十分な情報が得られること

### (6) インカムアプローチ

インカムアプローチを用いた棚卸資産の評価では、評価基準日前の利益(価値)と評価基準日後の利益(価値)とに配分することが要求される。インカムアプローチには、見積販売価格から今後かかるコストと見積利益を差し引く残存法としてのトップダウン法と、既に発生しているコストに利益を加算するボトムアップ法がある。トップダウン法による評価を裏付けるためにボトムアップ法を適用することもできる。ボトムアップ法で発生コストを検

討する際には、貢献した自己開発無形資産を考慮すべきである。

#### (7) コストアプローチ

コストアプローチの主な手法として、再調達原価法がある。

#### (8) 特別勘案事項

特別勘案事項として、付加価値プロセスと無形資産にかかるリターンの識別、他の取得資産との関係、陳腐化引当金、評価構成単位を挙げている。

BV Boardは、IVS230棚卸資産公開草案に寄せられたコメントやその他の情報を勘案し、最終化に向けて協議を重ねている。

## 3 のれんに関するパースペクティブ・ペーパー

IVSCは、バリュエーションに関連するトピックや緊急課題に対して、バリュエーションの視点でのガイダンスやケーススタディなどの情報を提供するパースペクティブ・ペーパーを適時に公表し、世の中に寄与したいと考えている。昨今、いくつかの会計基準設定主体において、のれんの会計処理についての議論がなされていることに関連して、バリュエーションの基礎となる考え方は、のれんを償却するというコンセプトを説明できるのかといった質問がBV Boardに寄せられた。そこでBV Boardは、この議論に貢献する目的で、のれんに関する、3つのパースペクティブ・ペーパーを公表した。

#### (1) のれんは減耗資産か (Is Goodwill a Wasting Asset?)

のれんは経済的に減耗する資産なのか、もしそうであれば、耐用年数や暗黙的な価値の下落を合理的に見積もることができるのかという問いに対して議論したペーパーであり、2019年9月に公表された。BV Boardsは、のれんの構成要素、取引価格を検討する際に用いられる

財務モデルと評価の前提等に照らし、のれんは減耗資産ではないと結論付けた。

#### (2) 現行の減損テストの情報価値：先行指標なのか、遅行指標なのか (Information Value of the Current Impairment Test: Leading or Lagging Indicator?)

現在ののれんの減損プロセスは、財務諸表利用者に、どのような価値のある情報を提供するのかという問いに対して議論したペーパーであり、2019年12月に公表された。

本ペーパーにおいては、現行の減損テストの枠組みは、量的にも質的にも重要な情報を提供するものの、先行指標としての情報価値としては限界がある場合があり、その主な理由を説明した。

#### (3) 現行ののれんの減損フレームワークを高める現実的な解決策とは (What are practical solutions to enhance the current goodwill impairment framework?)

現行の企業結合会計やのれんの減損テストは、追加コストを見込まずに情報価値を高め得るのか、現行の減損モデルからのれんの償却への変更は、可能性のある結論なのかという問いに対して議論したペーパーであり、2020年2月に公表された。

その内容としては、まず、現行の減損テストの枠組みで、買収した事業と既存の事業を結合してテストする場合に生じる減損シールドの影響を解消する手法として、ステップアップアプローチを説明している。次に、無形資産の償却により生じるヘッドルームの影響を解消する手法として、取得時とテスト時の事業の価値を比較する方法を説明している。そして、減損のトリガーに関連するより有用な開示について議論している。さらに、減損テストにおける判断要素を減らし、より客観

的で透明性の高い減損プロセスを促進する方法について提示している。

## 4 IVSアジェンダ協議2020

Boardsは2020年10月16日に、IVSCが取り組むべき評価に関するトピックについてフィードバックを求める目的で、IVSアジェンダ協議2020を公表し、2021年1月15日を期日としてコメントを募集している。その主な項目は以下のとおりである。

#### (1) IVSギャップ分析

Boardsは、現行基準であるIVS2020に対して今後取り組むトピックを検討し、ギャップ分析としてその結果を提示した。BV Boardは、IVSアジェンダ協議2017で実施したギャップ分析の結果、短期間で取り組むべき項目として列挙された、非金融負債、割引率、アーリーステージ企業の評価、及び棚卸資産につき、IVS2020に盛り込み済み、ないしは公開草案を公表済みである。続いてIVSアジェンダ協議2020では、2年以内の短期にBV Boardが検討するトピックスとして、条件付対価、自己創設無形資産、低金利環境下における長期成長率、マイナス金利、及び人的資産が挙げられている。

#### (2) 自動評価モデル (AVM)

IVS2020の一般基準IVS104評価アプローチと手法にAVMは含まれているが、資産基準でAVMを取り扱うことが検討されている。

#### (3) ESG (環境、社会、ガバナンス)

Boardsは、評価プロセスにおいて考慮すべきESGに関する事項につき調査を実施しているところであり、各国、各分野での事例を募集している。

#### (4) 不確実性とリスク

Boardsは、新型コロナウイルスの影響

響が評価業務に与えている状況に対応すべく、「市場が不安定な状況下での評価の不確実性に関する取り扱いについて (Dealing with valuation uncertainty at times of market unrest)」と題した声明を2020年3月に発表した。それを踏まえて、このような環境下における不確実性とリスクについて、IVSに含めるべきか否かについてのコメントが募集されている。

## 5 ディスカッション事項

BV Boardは、機関投資家や経営者が、投資の意思決定プロセスにおいて、ESGの要素を取り上げることが多くなってきている状況に鑑み、ESGと事業評価に関するパースペクティブ・ペーパーを公表すべく準備している。2020年10月の年次総会では、多数国間投資保証機関 (Multilateral Investment Guarantee Agency: MIGA) 及び欧州財務報告諮問グループ (European Financial Reporting Advisory Group: EFRAG) の代表者を招き、投資の際の評価プロセスにおいてESGを考慮することの重要性について、ウェブによるパネルディスカッションを実施した。

そのほか、BV Boardでは、自己創設無形資産や新型コロナウイルスの影響に関連した事項など、カレントピックスにつ

いて幅広くディスカッションしている。なお、大手会計事務所を含む評価機関やAICPA等の団体が実施した新型コロナウイルス関連のリサーチやガイダンスのリンク集をIVSCのホームページに掲載している。

## 6 おわりに

2020年のBV Boardの協議は、新型コロナウイルスの影響により、対面、電話及びメールの形式から、ウェブ及びメールの形式へと変更が余儀なくされた。一方、事業を取り巻く環境は大きく変化し、先行き不透明な状況下で、評価業務において検討すべき項目は増加している。そのため、BV Boardは、より幅広いトピックについて活発に意見交換を行ってきた。この1年、BV Boardメンバーとしての活動を通じ、評価者及び評価の利用者に対して、評価に関する具体的な指針を検討し公表していくことの重要性は高くなっていると実感した。

一方で、現在、日本にはビジネスバリュエーションに関するバリュエーションの専門家組織 (Valuation Professional Organization: VPO) が存在しない。その点につき、有志により議論を重ねているところであるが、ビジネスバリュエーションのVPOの必要性は高まっていると考える。